

# スマートライフメンバーズクラブ イージェーワークス

## モバイルルーターサービス重要事項説明

必ず以下の内容を十分確認のうえ、申し込んでください。

### 【サービス提供者の名称・問合せ先】

〒220-0011 神奈川県横浜市西区高島一丁目2番5号 横濱ゲートタワー18階

株式会社イージェーワークス

ejnet カスタマーサポート

(受付時間：11:00～17:00、土日祝を除く平日)

TEL：0120-133-675

FAX：045-330-9333

E-mail：staff@ejnet.ne.jp

### 【サービス概要】

サービス名称：モバイルルーターコース、モバイルルーターオプション

サービス内容①：クラウド Wi-Fi サービス及び専用ローミング端末の提供

サービス内容②：「WiMAX2+」又は「WiMAX+ 5G」通信回線及び専用ローミング端末の提供

サービス内容③：NTT ドコモ回線を使用したデータ通信用 SIM カードの提供

### 【利用料金】

#### 月額基本料金（サービス内容①）

クラウド Wi-Fi100GB プラン	3,834 円(税込 4,217 円)
クラウド Wi-Fi200GB プラン	4,800 円(税込 5,280 円)
クラウド Wi-Fi1 日 10GB プラン	5,500 円(税込 6,050 円)

#### 月額基本料金（サービス内容②）

WiMAX+5G ホームルータープラン	4,800 円 (税込 5,280 円)
WiMAX+5G モバイルルータープラン	4,800 円 (税込 5,280 円)

#### 月額基本料金（サービス内容③）

モバイルルーターコース 1GB	980 円 (税込 1,078 円)
モバイルルーターコース 3GB	1,480 円(税込 1,628 円)
モバイルルーターコース 7GB	2,480 円(税込 2,728 円)
モバイルルーターコース 10GB	3,280 円(税込 3,608 円)
モバイルルーターコース 20GB	3,980 円(税込 4,378 円)
モバイルルーターオプション 1GB	980 円 (税込 1,078 円)
モバイルルーターオプション 3GB	1,480 円(税込 1,628 円)
モバイルルーターオプション 7GB	2,480 円(税込 2,728 円)
モバイルルーターオプション 10GB	3,280 円(税込 3,608 円)
モバイルルーターオプション 20GB	3,980 円(税込 4,378 円)

※ 月額基本料金には、別途ユニバーサルサービス料等が発生します。

(内部識別番号が「020」から始まる場合を除きます。)

#### 追加クーポン利用料（サービス内容③のみ対応）

追加クーポン利用料	400MBにつき 1,000 円(税込 1,100 円)
-----------	------------------------------

#### 手数料

データ通信明細発行（メール送付）	200 円(税込 220 円)/月
事務手数料	3,000 円(税込 3,300 円)

※ データ通信明細発行（メール送付）は、サービス内容③のみ対応となり、別途申込みが必要です。

※ 事務手数料は、新規申込み時のほか、再発行時、SIM カードサイズ変更時にも発生します。

### 【サービス内容】

- ・ 利用可能エリアは、各通信サービスの利用可能エリアに準じます。
- ・ ベストエフォート型のサービスであるため、通信速度を保証するものではありません。
- ・ 通信速度について、契約者の利用環境やネットワークの混雑状況等により、規格上の最大速度に比して実効速度が著しく低下する場合があります。
- ・ サービス提供エリア内であっても、屋内や周辺の地形・建物等により通信速度が制限され、又は利用でき

ない場合があります。

- ・ 当月の送受信の通信量の合計が契約した容量を超えた場合、当月末までの通信速度は送受信最大 128kbps(サービス内容①)又は 200kbps(サービス内容③) となります。
- ・ 提供するサービスにおいて使用する IP アドレスにつき、プライベート IP アドレスが割り振られるため、一部のアプリケーションが利用できない場合があります。
- ・ 提供するサービスはデータ通信専用です。SMS 機能や音声契約は非対応となります。
- ・ 国際ローミングは、サービス内容①のみ対応となります。

#### 【サービス内容 (サービス内容③のみ適用)】

- ・ SIM カードごとに、クーポン残量がない場合又はクーポンを OFF にしている場合 (最大 200kbps での通信時) で、3 日当たりの通信量が 366MB を超えたとき、当該 SIM カードを使った通信の速度を制限することがあります。
- ・ 前月に使い切れなかった高速データ通信容量は、翌月に持ち越して利用することができます。持ち越すことができる容量の上限は、使い切れなかった月のプランの高速データ通信容量分までとなります。
- ・ 容量の消費順は、前月のデータ容量繰り越し分からになります。前月の繰り越し分を超過後に、当月の高速データ通信容量を消費します。
- ・ 一定時間以上にわたって接続が継続されている場合には、当該接続を切断する場合があります。
- ・ 一定時間以上にわたって無通信状態が続く場合には、当該接続を切断する場合があります。
- ・ 初期の PIN コードは、「0000」に設定されています。PIN コードの設定方法は、利用端末の取扱説明書を参照してください。

#### 【申込み】

- ・ 第三者からの申込みはできません。必ず契約者本人又は契約法人に属する個人が申し込んでください。
- ・ i モードその他の NTT ドコモが提供するサービスを利用することはできません。
- ・ 提供するサービスの利用開始日は、SIM カード・端末通信の開通処理日となります。
- ・ 状況により、SIM カード・端末の発送が遅れる場合があります。
- ・ 日本国外からの申込みはできません。
- ・ 端末とセットで購入した場合、当社で初期設定を行ったうえ商品を発送します。この場合、数 MB 程度の容量を消費します。
- ・ サービス内容③の利用開始月の高速通信量は、日割り計算のうえ割り当てられます。
- ・ サービス内容③の SIM 単品を申し込んだ場合は、LTE 又は 3G に対応し技術基準に適合した (技適マークの付いた) モバイル端末が必要となります。

#### 【その他利用料金】

- ・ 月額料金には、ユニバーサルサービス及び電話リレーサービス (以下「両サービス」と総称します。) の料金が契約プランごとに別途加算されます。
- ・ ただし、内部識別番号が「020」から始まる場合は、総務省令により両サービスに係る負担金の対象外となるため、当社から契約者に対する請求はありません。
- ・ 2018 年 3 月 1 日以降に当社が発行手続を行った SIM カードは、内部識別番号が「020」から始まりません。
- ・ 2018 年 3 月 1 日以前に当社が発行手続を行った SIM カードは、内部識別番号が「080」から始まるため、両サービスに係る負担金の対象となります。
- ・ 料金内訳名は「ユニバーサルサービス料等」とし、合算での請求とします。
- ・ 支払方法は、クレジットカード払い又は口座振替のみとなります。
- ・ デビットカード又はプリペイド式カードでの契約、支払はできません。
- ・ 利用明細は、過去 24 か月分まで確認できます。それ以前の利用明細は、確認できません。
- ・ 領収書の発行は行っていません。

#### 【解約】

- ・ 解約を希望する場合は、ejnet カスタマーサポートまで連絡してください。
- ・ 解約希望月の 20 日までに解約が申し込まれた場合、解約申込み月の末日をもって解約となります。
- ・ 解約希望日にかかわらず、解約月の月末までの料金が発生します。
- ・ モバイルルーターコースを解約する場合、付随する全てのサービスが解約されます。
- ・ モバイルルーターオプションを解約する場合、当該サービスのみが解約されます。その他契約サービスを解約する場合は、別途申込みが必要です。
- ・ 購入した端末の返却は必要ありません。

#### 【解約】 (サービス内容③のみ適用)

- ・ 最低利用期間は、契約開始日が属する月の翌月末日までです。
- ・ 最低利用期間内 (契約開始日が属する月の翌月末日まで) に解約する場合、契約解除料として 1 か月分の費用を支払う必要があります。

#### 【端末】

- ・ 在庫数により、購入できない場合があります。
- ・ 状況により、発送が遅れる場合があります。

- ・商品の交換及び返品はできません。ただし、端末に初期不良があった場合は、この限りではありません。
- ・メーカーの保証規定に基づく保証や対応について、当社は一切の責任を負いません。
- ・修理・交換期間における代替機の貸与はできません。
- ・修理又は故障の結果利用端末が交換となった場合は、当社に新しい端末情報を連絡してください。
- ・修理又は故障の場合、サービスが利用できなかった期間に係る利用料の返還又は減免はできません。

#### 【オプション】

- ・追加クーポンは、当該追加クーポンの利用申込みを当社が承諾した日が属する月の翌月から起算して、3か月後の月末までの期間において有効となります。
- ・データ通信明細発行（メール送付）は、当社が提供する基本メールアドレスに対して送付します。

#### 【初期契約解除制度】

契約者は、契約内容確認書面を受領した日又はサービス提供開始日のいずれか遅い日から起算して8日を経過するまでの間、書面により契約の解除（初期契約解除）を行うことができます。この効力は、契約者による書面郵送時の消印日付に生じます。

なお、当社が初期契約解除制度に関して不実のことを告げたことにより、契約者が告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって8日を経過するまでに契約を解除しなかった場合、改めて契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面（不実告知後書面）を受領した日から起算して8日を経過するまでの間であれば、契約を解除することができます。

契約者が初期契約解除を行った場合、以下のとおりとします。

- ・当社は、契約の解除に伴う損害賠償及び違約金を請求しません。
- ・当社は、初期契約解除時点で既に発生した初期費用を請求します。
- ・当社は、初期契約解除時点で既に発生した利用料金を日割りで請求します。
- ・当社は、初期契約解除時点で既に発生した通信料金を請求します。
- ・当社は、初期契約解除時点で既に利用料金等を契約者から受領している場合、それが初期契約解除に関して当社が契約者に対し請求する金額を超えているとき、その差額を契約者に返還します。
- ・当社は、初期契約解除時点で既に契約者が当社から受け取った特典・割引がある場合、返還を請求します。
- ・契約者は、初期契約解除時点で受け取っていない特典・割引がある場合、その提供を受けることはできません。

初期契約解除についての問合せ先・書面送付先は、ejnet カスタマーサポートです。

#### 【内容変更】

- ・この重要事項説明は、予告なく内容を変更することがあります。

2017年8月9日施行  
 2017年9月19日改定  
 2018年1月4日改定  
 2018年2月28日改定  
 2019年3月4日改定  
 2019年3月19日改定  
 2021年9月1日改定  
 2022年6月1日改定  
 2022年7月1日改定  
 2025年1月1日改定